

○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給条例

昭和56年3月20日
条例第5号

改正	昭和57年11月24日条例第2号	昭和59年3月29日条例第1号
	昭和60年3月11日条例第3号	昭和61年3月22日条例第2号
	昭和62年4月1日条例第2号	昭和63年4月1日条例第1号
	平成元年3月8日条例第3号	平成2年3月13日条例第3号
	平成2年10月18日条例第5号	平成3年3月13日条例第1号
	平成4年3月12日条例第4号	平成5年3月1日条例第1号
	平成6年3月30日条例第1号	平成7年3月31日条例第2号
	平成8年4月1日条例第3号	平成9年3月3日条例第1号
	平成10年2月25日条例第1号	平成11年2月25日条例第1号
	平成12年2月29日条例第2号	平成13年3月29日条例第5号
	平成14年3月4日条例第9号	平成15年2月14日条例第4号
	平成17年2月18日条例第1号	平成18年3月3日条例第1号
	平成19年2月28日条例第4号	平成20年2月25日条例第2号
	平成21年3月10日条例第1号	平成22年7月26日条例第5号
	平成26年2月6日条例第3号	平成31年2月14日条例第2号
	令和元年5月30日条例第6号	令和4年2月16日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「事務組合」という。）が行う水道用水の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水対象)

第2条 事務組合の給水対象は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び長門川水道企業団（以下「受水者」という。）とする。

(給水料金)

第3条 給水料金は、基本料金、調整基本料金及び使用料金とし、その額は、それぞれ次の各号に定めるところによる。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本料金 事務組合及び受水者双方で予め協議して定める水量を基本水量とし、当該基本水量1立方メートルにつき60円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額

(2) 調整基本料金 事務組合及び受水者双方で協議して定める料金算定期間における水量を調整基本水量とし、当該調整基本水量1立方メートルにつき79円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額

(3) 使用料金 受水者が使用した水量を使用水量とし、当該使用水量1立方メートルにつき16円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額
(使用水量の測定)

第4条 使用水量は事務組合の設置した計量器により測定するものとする。

(給水料金の徴収)

第5条 給水料金は、管理者が別に定めるところにより毎月徴収するものとする。

(給水料金の減免等)

第6条 管理者は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず給水料金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(給水の制限又は停止)

第7条 給水は、災害等やむを得ない場合を除くほか、制限又は停止しない。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域及び期間を受水者に予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

3 給水の制限又は、停止のため受水者が損害を受けることがあっても、事務組合はその責を負わない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、事業認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和57年11月24日条例第2号)

この条例は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月29日条例第1号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月11日条例第3号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月22日条例第2号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年4月1日条例第2号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 8 日条例第 3 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 13 日条例第 3 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 10 月 18 日条例第 5 号）

この条例は、事業変更認可のあった日から施行する。ただし、平成 3 年 3 月 31 日までの基本料金の算定にあたっては、なお、従前の例による。

附 則（平成 3 年 3 月 13 日条例第 1 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 12 日条例第 4 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 25 日条例第 1 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 2 月 25 日条例第 1 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日条例第 5 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 4 日条例第 9 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 14 日条例第 4 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 18 日条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 2月28日条例第4号）
この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成20年 2月25日条例第2号）
この条例は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年 3月10日条例第1号）
この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 7月26日条例第5号）
この条例は、公布の日から施行し、平成22年 3月23日から適用する。

附 則（平成26年 2月 6日条例第3号）
この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（平成31年 2月14日条例第2号）
この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（令和元年 5月30日条例第6号）
この条例は、令和元年10月 1日から施行する。

附 則（令和 4年 2月16日条例第1号）
この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。